

平成29年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成29年12月11日(月)	九州防衛局 第1会議室
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)	松藤 泰典 (大学名誉教授)
	諏佐 マリ (大学准教授)	清水 秀幸 (公認会計士)
	増永 弘 (弁護士)	

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
審議対象件数	937 件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数		(審議結果)
4 件		1 地方調達実績に関する補足 2 抽出事案に関する補足
一般競争	3 件	
指名競争	0 件	
随意契約	1 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【地方調達実績に関する補足】 ・競争性のない随意契約として整理されているものについて、その定義及び内訳について説明されたい。	・競争性のない随意契約の内訳として防衛施策に関するもの、防衛施策以外のもの、少額随意契約によるものにわかれ、例えば、九州局総務部においては、防衛施策に関するものはありませんが、防衛施策以外のものとして、官報掲載料、新聞購読料、積算資料等購入費等がこれに該当致します。その他、各部署等における項目を整理し、次回、委員会からは、本会議資料として提示するように致します。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案に関する補足】</p> <p>〔奄美新駐屯地用地等の取得等に伴う不動産鑑定評価業務〕</p> <p>(一般競争) (複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告の中で公正な取引の秩序を乱す者については、落札者から外すことが出来ることとなっており、どのような業務でも、通常価格が存在するので、訓令等に基づく基準額未満のものについても、判断すべき適正な価格を設定される必要があるもので、整理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定士は、「不動産の鑑定評価に関する法律」により、不正が発覚した場合、厳しい罰則規定が適用されることとなります。 ・ 不動産鑑定業務は、1000万円以下の契約業務であるが、今後、同業務の落札決定にあたっては、全事案について聞き取り調査を実施して、履行の確実性と不正の排除に努めて参りたい。 ・ また、発注にあたっては、公告に「不動産鑑定評価に関する法律を遵守し、不当な入札行為等が明らかとなれば契約者としない。」などの事項を追加し、聞き取り調査が効果的なものになるよう是正していきたい。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	